

教職員の懲戒処分について

令和6年3月11日付けで、次のとおり、懲戒処分を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
福山市立 緑丘小学校 教諭 きしま よしたけ 鬼嶋 良毅 (50歳)	懲戒免職	令和元年11月から令和2年1月までの間、勤務校において、児童に対し、強制わいせつ行為を行った。 また、令和4年7月から令和5年9月までの間、勤務校等において、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例に違反する行為並びに建造物侵入罪及び性的姿態等撮影罪に該当する行為等を行った。 これらのことは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に違反し、教育公務員としてその職の信用を著しく損なうものであり、信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法第33条の規定に違反する。
安芸太田町立 筒賀小学校 教諭 はやしだに のりゆき 林谷 哲幸 (49歳)	懲戒免職	令和5年7月16日(日)、広島市内の商業施設において、被害少女にスマートフォンを向け、太もも付近を動画撮影した。このことにより、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例に違反し、令和6年2月7日に罰金30万円の略式命令を受けた。 このことは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に違反し、教育公務員としてその職の信用を著しく損なうものであり、信用失墜行為を禁止した地方公務員法第33条の規定に違反する。

※ 上記の小学校長については、所属職員に対する指導・監督が不十分であったため、嚴重注意の措置を講ずるよう、令和6年3月11日付けで関係市町教育委員会へ通知しました。

【担当】

教職員課 小中学校人事係長 春田 修治

(電話) 082-513-4924

(内線) 4924

(e-mail) kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp